

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付の種類と内容

(平成30年4月1日現在)

貸付金の種類	内 容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金
修学資金	修学に必要な資金
技能習得資金	知識技能を修得するのに必要な資金
修業資金	知識技能を修得するのに必要な資金
就職支度資金	就職に際し必要な資金
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金
生活資金	技能習得期間中若しくは医療介護を受けている期間中又は失業中の生活の安定を維持するのに必要な資金
	配偶者のいない女子又は男子となって7年未満の者の自立意欲の促進と生活の安定を図るのに必要な資金及び養育費取得に係わる資金
住宅資金	住宅を建設、購入補修、保全、改築、増築するのに必要な資金
転宅資金	住居を移転するための住宅の賃借に必要な資金
就学支度資金	小学校又は中学校への入学に際し必要な資金
	高等学校又は専修学校（一般課程、高等課程）への入学に際し必要な資金
	大学（短期大学を含む）、高等専門学校又は専修学校（専門課程）への入学に際して必要な資金
	事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するための施設（厚生労働大臣が定めるもの）への入所に際し必要な資金
結婚資金	婚姻に際し必要な資金

※ 貸付金の種類などに変更がある場合があります。

※ 貸付の限度額や貸付利子など、詳しくは社会福祉課（Tel 0865-44-7007）までお問い合わせください。